

防災・減災、国土強靱化のための 3か年緊急対策のフォローアップについて

令和4年1月19日



概要: 重点的に不燃化を図るべき地域として、防火規制が実施されている地域において、集中的に不燃化を促進するとともに、避難地・避難路を整備し、地震時等に著しく危険な密集市街地の最低限の安全性を確保する。

府省庁名: 国土交通省

地震時等に著しく危険な密集市街地に関する緊急対策

◆対策期間における進捗:

対策箇所数(当初): 約2,800ha、 対策未了箇所数: 919ha

◆令和3年度における進捗等:

・令和3年度における進捗については、現在地方公共団体において指標算定作業中

◆対策を進める上での課題:

- ・高齢化率が高いため、住宅等の更新に対するニーズが低く、更新が進みにくい状況にあること
- ・建替えに必要な接道要件を満たしていない敷地が多く、更新が進みにくい状況にあること 等

◆今後の取組:

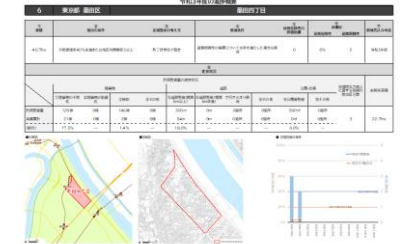
- ・危険密集市街地の最低限の安全性確保を進めるため、全地区において、実施する事業の内容・スケジュール等を詳細にまとめた「地区カルテ」を作成し、国と地方公共団体が一体的に進捗管理を行いながら、道路、公園等の公共施設の整備や老朽建築物の除却等のハード対策を促進する。
- ・また、ハード面の整備の加速化や危険密集市街地の一層の安全性の向上を図るため、防災備蓄倉庫等の設備や防災マップの作成、訓練の実施等の地域防災力の向上に資するソフト対策を促進する。

取組の促進のため、令和4年度予算において、支援制度の拡充を実施。

- GIS活用による老朽建築物の効果的な除却など先導的な取組支援(除却費等に係る補助率引上げ1/3 → 1/2)
- 地域防災力向上に資する取組支援(感震ブレーカーの設置等)
- 土地の共同化、敷地の一部道路化等を通じた無接道敷地の解消支援(公的セクターによる無接道敷地内の除却費等の補助率拡充等)

◆実施主体: 国、都道府県、政令指定都市、市区町村

○地区カルテの作成



○地域防災力向上に資する取組の例

- ・感震ブレーカーの設置
- ・防災マップの作成



概要：平成30年大阪北部地震、北海道胆振東部地震等を踏まえ、地震発生時に自力で避難することが困難な者が多く利用する社会福祉施設等の安全を確保するため、耐震化状況調査の結果を踏まえ、耐震性の無い施設について、耐震化改修整備の緊急対策を実施する。

府省庁名：厚生労働省

耐震化整備

◆対策期間における進捗：

- ・当初想定していた実施箇所数
 児童関係施設：1,474箇所 障害児者関係施設：1,671箇所 介護関係施設：882箇所
 その他関係施設：93箇所
- ・対策未了箇所数
 児童関係施設：1169箇所 障害児者関係施設：1,561箇所 介護関係施設：862箇所
 その他関係施設：28箇所

◆令和3年度における進捗等：

- ・直近の耐震化調査等により確認した令和2年度末までの実施箇所数(見込み)
 児童関係施設：907箇所 障害児者関係施設：1,067箇所 介護関係施設：874箇所
 その他関係施設：66箇所
- ・対応が必要な箇所数(確認後)
 児童関係施設：567箇所 障害児者関係施設：604箇所 介護関係施設：8箇所
 その他関係施設：27箇所

◆対策を進める上での課題：

- ・耐震化における事業者の問題意識が希薄であること。

◆今後の取組：

- ・社会福祉施設等における耐震化整備に関する事務連絡を発出する事で、自治体を通じ、耐震化されていない施設の事業者に対し注意喚起を行うとともに、耐震化を行うための補助事業の活用について積極的に呼びかけを行う。

◆実施主体：

- ・都道府県、市区町村(指定都市、中核市を含む)



着工前

着工後

地震等の災害発生時における建物被害及び人的被害を最小限に抑えるため、柱や梁を増やし、基礎及び外観の補強など、社会福祉施設等の耐震化整備を実施

概要：平成30年大阪北部地震を踏まえ、ブロック塀等の倒壊事故を防止し、利用者等の安全を確保するため、社会福祉施設等のブロック塀等の安全点検の状況調査の結果を踏まえ、安全性に問題がある施設について、ブロック塀等の改修整備の緊急対策を実施する。

府省庁名：厚生労働省

ブロック塀等改修整備

◆対策期間における進捗：

- ・当初想定していた実施箇所数
 児童関係施設：3,526箇所 障害児者関係施設：1,564箇所
 介護関係施設：1,857箇所 その他関係施設：78箇所
- ・対策未了箇所数
 児童関係施設：3,397箇所 障害児者関係施設：1,480箇所
 介護関係施設：1,346箇所 その他関係施設：20箇所

◆令和3年度における進捗等：

- ・直近の調査により確認した令和2年度末までの実施箇所数
 児童関係施設：2,941箇所 障害児者関係施設：995箇所
 介護関係施設：1,128箇所 その他関係施設：67箇所
- ・対応が必要な箇所数(確認後)
 児童関係施設：585箇所 障害児者関係施設：569箇所
 介護関係施設：729箇所 その他関係施設：11箇所

◆対策を進める上での課題：

- ・ブロック塀改修における事業者の問題意識が希薄であること。

◆今後の取組：

- ・社会福祉施設等におけるブロック塀等の改修に関する事務連絡を発出する事で、自治体を通じ、ブロック塀の安全対策に問題のある事業者に対し注意喚起を行うとともに、ブロック塀改修を行うための補助事業の活用について積極的に呼びかけを行う。

◆実施主体：

- ・都道府県、市区町村(指定都市、中核市を含む)



地震発生によるブロック塀等の倒壊等での人的被害を防ぐため、安全性に問題のあるブロック塀の改修整備を実施

概要：平成30年7月豪雨災害や平成30年北海道胆振東部地震災害等を踏まえ、全国の上水道事業等を対象に、重要度の高い水道施設※の災害対応状況について緊急点検を行い、(1)停電、(2)土砂災害、(3)浸水災害により大規模な断水が生じるおそれがある浄水場等、また、(4)耐震化が必要な浄水場等について、自家発電設備の設置等の緊急対策を2020年度までに実施する。 ※病院等の重要給水施設に至るルート上にある水道施設

府省庁名：厚生労働省

自家発電設備・土砂流入防止壁・防水扉の設置等

◆対策期間における進捗：

- ・<停電対策> 自家発電設備の設置等 : 139箇所のうち、55箇所未実施
- ・<土砂対策> 土砂流入防止壁の設置等 : 94箇所のうち、39箇所未実施
- ・<浸水対策> 防水扉の設置等 : 147箇所のうち、70箇所未実施

◆令和3年度における進捗等：

・対策期間中の未実施箇所における令和3年12月時点での進捗状況

- ・<停電対策> 55箇所のうち、35箇所実施【残り20箇所】
- ・<土砂対策> 39箇所のうち、28箇所実施【残り11箇所】
- ・<浸水対策> 70箇所のうち、46箇所実施【残り24箇所】

・令和7年度末を目処に対策する箇所数

- ・<停電対策> 20箇所実施予定【残り0箇所】
- ・<土砂対策> 11箇所実施予定【残り0箇所】
- ・<浸水対策> 24箇所実施予定【残り0箇所】

◆今後の取組：

・対策の目処が立っており、引き続き、水道施設の停電・土砂災害・浸水災害対策を着実に進める。

◆実施主体：

・都道府県、市町村等の上水道事業者及び水道用水供給事業者



自家発電設備のイメージ



土砂流入防止壁のイメージ



浸水対策のイメージ

概要: 既往災害を契機に毎年度実施している調査結果を踏まえ、業務継続性の確保に課題のある地方公共団体の災害対策本部設置庁舎及び消防庁舎の非常用電源の確保並びに耐震化に関する緊急対策を実施する。

府省庁名: 総務省

非常用電源の確保及び耐震化

◆対策期間における進捗:

		未対策箇所数 (H29年度末)	対策済箇所数 (R2年度末まで)	未対策箇所数 (R2年度末)
非常用電源	災害対策本部設置庁舎	140庁舎程度	34庁舎	106庁舎
	消防庁舎	350庁舎程度	162庁舎	188庁舎
耐震化	災害対策本部設置庁舎	60庁舎程度	33庁舎	27庁舎
	消防庁舎	490庁舎程度	142庁舎	348庁舎

◆令和3年度における進捗等:

		災害対応機能 確保予定箇所数 (R3年度末まで)	進捗率(※)	R4~R12年度 対策予定箇所数	対策検討中 箇所数
非常用電源	災害対策本部設置庁舎	89庁舎	99.0%	17庁舎	—
	消防庁舎	188庁舎	100%	—	—
耐震化	災害対策本部設置庁舎	20庁舎	99.6%	6庁舎	1庁舎
	消防庁舎	211庁舎	97.6%	101庁舎	36庁舎

(※)進捗率=R3年度末までの災害対応機能確保予定箇所数/全ての対象箇所数

◆対策を進める上での課題:

対策検討中箇所については、耐震改修・建替など耐震化の手法の検討に時間を要している。

◆今後の取組:

緊急防災・減災事業債による財政措置を引き続き講じているところであり、耐震化の手法について個別に相談に応じ、対策実施の前倒しも含めた各団体の取組を促進する。



非常用電源の確保



耐震化

◆実施主体:

・地方公共団体

概要: 平成30年北海道胆振東部地震等を踏まえ、全国の都道府県、市町村、消防本部において、非常用通信手段の整備状況等の緊急点検を行い、地上通信網が被災した際に使用可能な衛星通信回線を用いた非常通信手段が確保されていない課題がある市町村、消防本部の庁舎について、消防庁において、従来よりも高性能で安価な衛星通信ネットワークの次世代システムの構築に係るモデル事業を実施するとともに、衛星通信回線を用いた非常通信手段が整備されていない団体において、衛星通信設備を整備する緊急対策を実施する。

府省庁名: 総務省

地方公共団体における大規模災害時の非常通信体制の確保

◆対策期間における進捗:

- ・当初想定していた箇所数: 約200団体(市町村・消防本部)
- ・令和2年度末時点での対策未完了箇所: 149団体(市町村・消防本部)

◆令和3年度における進捗等:

- ・衛星通信設備の整備を引き続き推進するとともに、対策未完了箇所において代替方策を含めた衛星通信設備の確保状況を確認。

→全団体が、代替方策を含め対策を講じていることを確認(令和3年11月時点)

【確認結果】

- ・衛星通信設備を確保済の団体※1: 57団体
- ・災害発生等の非常時に速やかに衛星通信設備を確保できる団体※2: 92団体
- ・衛星通信手段を確保していない団体: 0団体

※1 近隣庁舎の行政機関が衛星通信設備を保有している場合等を含む

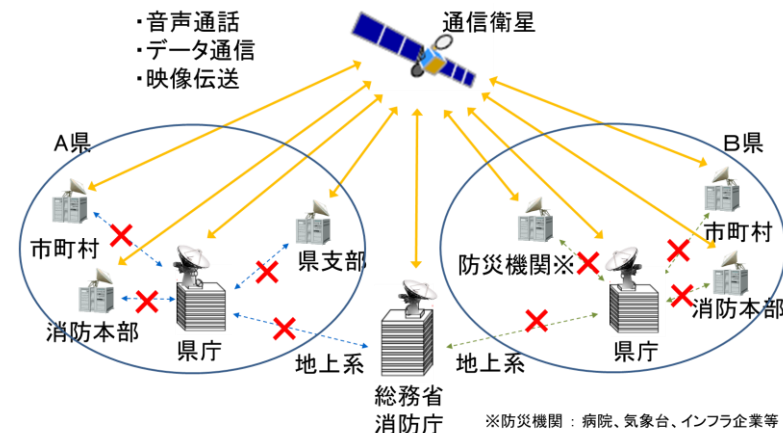
※2 都道府県、市町村、総務省等から貸出を受けられる場合等を含む

◆今後の取組:

- ・非常用通信手段の一層の充実を図るため、5ヵ年加速化対策の取組として、地域衛星通信ネットワークの第3世代システム等の災害対応に資する衛星通信システムの導入を推進

◆実施主体:

- ・国、都道府県、市町村、消防本部



【地域衛星通信ネットワークの第3世代システム】



高知県宿毛市役所



高知県幡多土木事務所

(従来システム)

- ・大雨時に電波減衰で通信断が発生
- ・伝送できる映像がアナログテレビ程度
- ・機器が大きく、整備・保守費用も高価



世代交代

(第3世代システム)

- ・電波減衰に強く、豪雨時も通信可能
- ・ハイビジョン画質の映像まで伝送可能
- ・機器が小さく、汎用品を活用することで大幅に低コスト化

概要：平成30年7月豪雨を踏まえ、豪雨災害時に速やかに避難することが求められる地域において、避難勧告等の情報が届きにくい高齢者世帯等への確実な情報伝達に課題がある市町村について、戸別受信機等を配備することにより、情報伝達の確実性を向上させる緊急対策を実施する

府省庁名：総務省

戸別受信機等の配備

◆対策期間における進捗：

- ・当初想定していた箇所数：250市町村程度
- ・令和2年度末時点での対策未完了箇所：145市町村

◆令和3年度における進捗等：

- ・対策未了箇所145市町村について、代替措置も含めた対策状況について追加調査を実施したところ、住民への情報伝達の課題解消に向けて、未対策としていた全ての市町村において地域の実情に応じた取組みが進められており、対策は完了

(内訳)

- ・防災行政無線等の戸別受信機等の配備箇所数(令和3年度中配備見込み)：43市町村
- ・携帯電話網等を活用した情報伝達システムの個別端末の配備箇所数：23市町村
- ・登録制メール、一斉架電システム(各世帯の電話・FAXに一斉に防災情報を伝達するもの)、防災アプリ等を活用した情報伝達を実施する箇所数：79市町村

◆今後の取組：

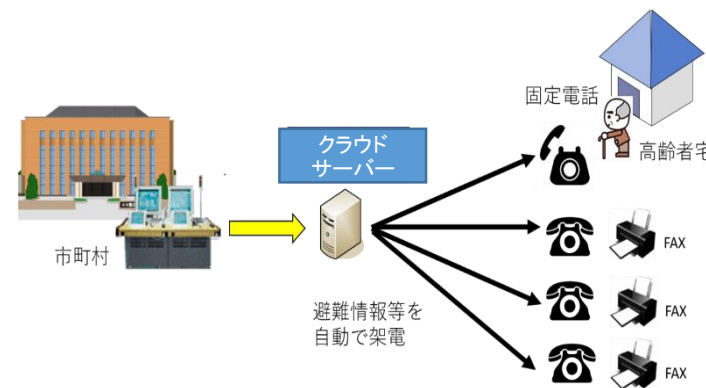
- ・災害情報伝達手段の多重化の推進の観点から、戸別受信機等の配備については、引き続き、希望する市町村に対して災害情報伝達手段に関するアドバイザーの派遣や、地方財政措置による財政支援、手引書等による技術的支援、各種会議の場を通じた広報啓発等を進めていく。

◆実施主体：

- ・市町村



携帯電話網等を活用した情報伝達システムの個別端末の例



一斉架電システム(イメージ)